

衆議院文教委員会議録 第八号

平成十二年三月二十八日(火曜日)

午後零時二十分開議

出席委員

委員長 鈴木 恒夫君

理事 飯島 忠義君 理事 小川 元君
理事 奥山 茂彦君 理事 栗原 裕康君
理事 肥田美代子君 理事 藤村 修君

理事 岩永 峰一君 理事 小此木八郎君
河村 建夫君 理事 倉成 正和君
小島 敏男君 理事 下村 博文君
平沢 勝栄君 理事 松永 光君
柳沢 伯夫君 理事 渡辺 博道君
近藤 昭一君 理事 松沢 成文君
山元 勉君 理事 池坊 保子君
丸谷 佳織君 理事 笹山 登生君
石井 郁子君 理事 山原健一郎君
濱田 健一君 理事 粟屋 敏信君

三月二十三日
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会閣法第一二二一号)(參議院送付)
同月二十八日
教育公務員特例法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)
同月十七日

小・中・高三十人学級実現、私学助成の抜本的改善、障害児教育の充実に関する請願(北沢清功君紹介)(第四九三号)
功君紹介)(第五一三号)
同(木島日出夫君紹介)(第五一三号)
私学の学費値上げ抑制、教育・研究条件の改善、私学助成増額に関する請願(家西悟君紹介)

(第五〇二号)
私学助成の拡充と三十人学級の実現に関する請願(武村正義君紹介)(第五〇九号)
願(青木宏之君紹介)(第五三五号)
教職員をふやすなど行き届いた教育に関する請

願(武村正義君紹介)(第五三五号)
行き届いた教育の充実に関する請願(神崎武法君紹介)(第五六六号)
同月二十三日

学校教育としての食教育の導入に関する請願(平沢勝栄君紹介)(第六八七号)
教育予算の増額・三十人学級実現・教職員定数改善に関する請願(佐々木陸海君紹介)(第六八八号)

同月二十八日
文部大臣 中曾根弘文君
文部政務次官 河村 建夫君
文教委員会専門員 小此木八郎君
同日 田中 甲君 近藤 昭一君
旭道山和泰君 丸谷 佳織君
同日 田中 甲君 近藤 昭一君
旭道山和泰君 丸谷 佳織君
同日 田中 甲君 旭道山和泰君

委員の異動

辞任 辞任 捷火選任

三月二十八日

近藤 昭一君 丸谷 佳織君
丸谷 佳織君 旭道山和泰君

一号)
三十人学級の実現、教育予算の大増額、父母負担軽減に関する請願(志位和夫君紹介)(第六九六号)
同(吉井英勝君紹介)(第六九〇号)

(一五七)

同(金子満広君紹介)(第六九三号)

三十人学級・教職員定数増・行き届いた教育の実現に関する請願(辻第一君紹介)(第六九二号)
君紹介)(第七〇八号)

私学助成の拡充と三十人学級の実現に関する請願(寺前義君紹介)(第六九四号)
同月二十八日

小・中・高三十人学級実現、私学助成の抜本的改善、障害児教育の充実に関する請願(北沢清功君紹介)(第五一三号)
功君紹介)(第五一三号)
同(木島日出夫君紹介)(第五一三号)
私学の学費値上げ抑制、教育・研究条件の改善、私学助成増額に関する請願(家西悟君紹介)

(第五〇二号)
行き届いた教育、私学助成の大幅増額等に関する請願(寺前義君紹介)(第六九四号)
同月二十八日

小・中・高三十人学級実現、私学助成の抜本的改善、障害児教育の充実に関する請願(北沢清功君紹介)(第五一三号)
功君紹介)(第五一三号)
同(木島日出夫君紹介)(第五一三号)
私学の学費値上げ抑制、教育・研究条件の改善、私学助成増額に関する請願(家西悟君紹介)

(第五〇二号)
行き届いた教育、私学助成の大幅増額等に関する請願(寺前義君紹介)(第六九四号)
同月二十八日

小・中・高三十人学級実現、私学助成の抜本的改善、障害児教育の充実に関する請願(北沢清功君紹介)(第五一三号)
功君紹介)(第五一三号)
同(木島日出夫君紹介)(第五一三号)
私学の学費値上げ抑制、教育・研究条件の改善、私学助成増額に関する請願(家西悟君紹介)

(第五〇二号)
行き届いた教育、私学助成の大幅増額等に関する請願(寺前義君紹介)(第六九四号)
同月二十八日

小・中・高三十人学級実現、行き届いた教育に関する請願(木島日出夫君紹介)(第七一〇号)
文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願(児玉健次君紹介)(第七一〇号)

したがいまして、本案の趣旨の説明は省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○鈴木委員長 本案に対しましては、質疑及び討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

第一百四十五回国会、内閣提出、参議院送付、私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

○鈴木委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

一百四十五回国会、内閣提出、参議院送付、私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

○鈴木委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 次回は、明二十九日水曜日午前九時理事会、午前九時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

〔報告書は附録に掲載〕

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案

(小字及び
は参議院修正)

私立学校教職員共済法の一部改正

第一条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二章 削除 第八章及び第九章 削除を「第八章 削除」を「第八章 削除」に改める。

第三章 削除 第二十二条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額	標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	九八,〇〇〇円	一〇一,〇〇〇円未満	第十九級	三〇〇,〇〇〇円	二九〇,〇〇〇円以上
第二級	一〇四,〇〇〇円	一一〇,〇〇〇円以上	第二十級	三四〇,〇〇〇円	三一〇,〇〇〇円未満
第三級	一一〇,〇〇〇円	一〇七,〇〇〇円以上	第二十一級	三六〇,〇〇〇円	三五〇,〇〇〇円以上
第四級	一二八,〇〇〇円	一四〇,〇〇〇円以上	第二十二級	三八〇,〇〇〇円	三七〇,〇〇〇円以上
第五級	二二六,〇〇〇円	一二一,〇〇〇円以上	第二十三級	四一〇,〇〇〇円	三九五,〇〇〇円以上
第六級	二三四,〇〇〇円	一三〇,〇〇〇円以上	第二十四級	四四〇,〇〇〇円	四二五,〇〇〇円以上
第七級	一四一,〇〇〇円	一三八,〇〇〇円以上	第二十五級	四七〇,〇〇〇円	四五五,〇〇〇円以上
第八級	一五〇,〇〇〇円	一四六,〇〇〇円未満	第二十六級	五〇〇,〇〇〇円	四八五,〇〇〇円未満
第九級	一六〇,〇〇〇円	一五五,〇〇〇円未満	第二十七級	五三〇,〇〇〇円	五一五,〇〇〇円未満
			第二十八級	五六〇,〇〇〇円	五四五,〇〇〇円以上
			第二十九級	五九〇,〇〇〇円	五七五,〇〇〇円未満
			第三十級	六一〇,〇〇〇円	五七五,〇〇〇円以上
					六〇五,〇〇〇円未満
					六〇五,〇〇〇円以上

第二十五条の表以外の部分中「附則第十二条の三」を「附則第十二条の二の二」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(六十五歳以上の加入者である間の退職共済年金等の支給の停止の特例)

第二十五条の二 退職共済年金の受給権者であつて、かつ、六十五歳以上の者に対する前条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条第一項の規定の適用については、同項第一号中「除く。」の百分の八十に相当する金

額〔〕とあるのは「除く。」と、「二十二万円」とあるのは「三十七万円」と、同項第二号中「二十二万円」とあるのは「三十七万円」と、「次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める」とあるのは「標準給与の月額と基本月額との合計額から三十七万円を控除して得た金額の二分の一に相当する」とする。

2 障害共済年金の受給権者であつて、かつ、

六十五歳以上の者に対する前条において準用

する国家公務員共済組合法第八十七条第二項

の規定の適用については、同項第一号中「除

く」の百分の八十に相当する金額(「あるの

は「除く。」と、「二十二万円」とあるのは「三十

七万円」と、同項第二号中「二十二万円」とあ

るのは「三十七万円」と、「次のイからニまで

に掲げる場合の区分に応じそれれイからニ

までに定める」とあり、及び「次のイからニま

でに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイか

らニまでに定める」とあるのは「標準給与の月

額と基本月額との合計額から三十七万円を控

除して得た金額の二分の一に相当する」とす

る。

第二十八条に次の一項を加える。

3 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行ふ労働者の福祉に関する法律第二条第一号

に規定する育児休業をしている加入者を使用する学校法人等が事業団に申出をしたとき

は、第一項の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月から当該育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の当該加入者に係る掛金であつて同項の規定により当該学校法人等が負担すべきもの(長期給付に係るものに限る。)を免除する。

第三十四条の二第二項中附則第二十項の規定により厚生年金保険のみの被保険者となつた加入者及び附則第二十九項の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた加入者及び附則第二十項の規定により厚生年金保険のみの被保険者となつた加入者に改め、同条第五項中「第二十八条第一項」を「第二十八条」に改め、「この場合において」の下に「、第二十八条第一項中「前項」とあるのは「第三十四条の二第五項において準用する

前項」と、「各月分の同項」とあるのは「間に受け

る賞与等(次条第三項に規定する賞与等をい

う。次項並びに同条第一項及び第二項において同じ。)に係る特別掛金であつて第三十四条の二第五項において準用する前項」と、同条第三項

中「第一項」とあるのは「第三十四条の二第五項

において準用する第一項」と、「各月分の当該加入者に」とあるのは「間に当該加入者に支給する賞与等」と、「もの(長期給付に係るものに限る。)」とあるのは「もの」とを加える。

第八章及び第九章を次のように改める。

第八章 七十歳以上の教職員等に係る特例

(長期給付に関する規定の適用の特例)

第三十九条 七十歳以上の教職員等に対するこの法律の長期給付に関する規定の適用につい

ては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 七十歳に達した日の前日において加入者であつた者で七十歳に達した日以後引き続

き加入者であるもの(第二号に掲げる者を除く。)七十歳に達した日の前日に退職し

たものとみなす。

二 七十歳に達した日以後に加入者となつた者で次号に掲げる者以外のもの 加入者でないものとみなす。

昭和六十二年三月以前

昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで

平成元年十二月から平成三年三月まで

一・二二七

平成三年四月から平成四年三月まで

一・一九六

平成四年四月から平成五年三月まで

一・一二四

平成五年四月から平成六年三月まで

一・〇二一

平成六年四月から平成七年三月まで

一・〇一二

平成七年四月から平成八年三月まで

一・〇一一

平成八年四月から平成九年三月まで

一・〇〇八

平成九年四月から平成十年三月まで

〇・九八八

平成十年四月以後

〇・九八〇

国内において、共済規程で定める。

第九章 削除

第四十一条から第四十五条まで 削除

附則第二十八項を次のように改める。

(平均標準給与月額の改定)

附則別表の各号に掲げる受給権者の平均標準給与月額の計算の基礎となる標準給与の月額については、第二十三条の規定にかかわらず、加入者期間の各月の標準給与の月額に当該受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号

28 附則別表の各号に掲げる受給権者の平均標準給与月額の計算の基礎となる標準給与の月額については、第二十三条の規定にかかわらず、加入者期間の各月の標準給与の月額に当該受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号

に定める率を乗じて得た額とする。

附則第二十九項の前の見出し及び同項から第三十三項までを削り、附則第三十四項から第三十六項までを五項ずつ繰り上げる。

附則の次に附則別表として次の表を加える。

(下欄に掲げる率)

昭和六十二年三月以前

一・二二七

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで

一・一九六

平成元年十二月から平成三年三月まで

一・一二四

平成三年四月から平成四年三月まで

一・〇二一

平成四年四月から平成五年三月まで

一・〇一一

平成五年四月から平成六年三月まで

一・〇〇八

平成六年四月から平成七年三月まで

〇・九八八

平成七年四月から平成八年三月まで

〇・九八〇

平成八年四月から平成九年三月まで

〇・九八〇

平成九年四月から平成十年三月まで

〇・九八〇

平成十年四月以後

〇・九八〇

二 昭和五年四月一日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 加入者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

三 七十歳に達した日の前日において加入者期間等をい

う。)が二十五年末満である加入者で政令で定めるもの 政令で定める日に退職したものとみなす。

(掛金率の特例)

第四十条 前条の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた加入者及び附則第二十九項の規定による割合は、政令で定める範

平成七年四月から平成八年二月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年二月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年二月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇
昭和六十二年三月以前	一・二九八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二六六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一三四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六〇
平成三年四月から平成四年二月まで	一・一〇六
平成四年四月から平成五年二月まで	一・〇七四
平成五年四月から平成六年二月まで	一・〇五三
平成六年四月から平成七年二月まで	一・〇三三
平成七年四月から平成八年二月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年二月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年二月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇
四 昭和七年四月一日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 加入者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和六十二年三月以前	一・三〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二七二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六五
平成三年四月から平成四年二月まで	一・一一二
平成四年四月から平成五年二月まで	一・〇八〇
平成五年四月から平成六年二月まで	一・〇五九
平成六年四月から平成七年二月まで	一・〇三八
平成七年四月から平成八年二月まで	一・〇一六
平成八年四月から平成九年二月まで	一・〇〇四
平成九年四月から平成十年二月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

第二条 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。	第四条第一項第四号中「及び特別掛金」を削る。
第二十一条の見出し中「給与」を「給与及び賞与」に改め、同条第一項中「給与」を「給与又は賞与」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。	2 この法律において「賞与」とは、前項に規定する給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずるもので、二月を超える期間ごとに受けるものをいう。
第二十二条第二項中「標準給与」を「事業団」に、「月間」を「三月間(その学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。)」に改め、「として」の下に、「標準給与を」を「加入者であつた月を除く。」に改め、同条第三項中「十月から翌年の九月」を「九月から翌年の八月」に改め、同条第四項中「十月」を「九月」に、「変更される」を「改定される」に改め、同条第五項中「加入者」を「事業団は、加入者」に改め、同条第六項中「九月」を「八月」に改め、同条第七項中「第二項」を「事業団は、第二項」に、「現に」を、「現に」に、「二月間(各月とも、給与の支払の基礎となつた日数が、二十日以上でなければならない。)」に、「二月」を「三月」に、「が変更される」を「改定する」に改め、同条第八項中「変更された」を「改定された」に、「九月」を「八月」に改める。	この法律において「賞与」とは、前項に規定する給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずるもので、二月を超える期間ごとに受けるものをいう。
第二十二条第二項中「標準給与」を「事業団」に、「月間」を「三月間(その学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。)」に改め、「として」の下に、「標準給与を」を「加入者であつた月を除く。」に改め、「現に」を、「現に」に、「二月間(各月とも、給与の支払の基礎となつた日数が、二十日以上でなければならない。)」に、「二月」を「三月」に、「が変更される」を「改定する」に改め、同条第八項中「変更された」を「改定された」に、「九月」を「八月」に改める。	2 この法律において「賞与」とは、前項に規定する給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずるもので、二月を超える期間ごとに受けるものをいう。

第二十二条の次に次の二条を加える。

(標準賞与の額の決定)

第二十二条の二 事業団は、加入者が賞与を受けた月において、その月に当該加入者が受けた賞与の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与の額を決定する。この場合において、当該標準賞与の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 前条第九項の規定は、標準賞与の額の算定について準用する。

第二十三条の見出しを「平均標準給与額」に改め、同条中「平均標準給与月額」を「平均標準報酬月額」に改め、同条の表第七十七条第一項の項中「平均給与額」に、「の総額を」と標準賞与の額の総額を

第二十五条の表第八十条第一項の項を次のように改める。

第七十九条第一項	第八十条第一項
標準期末手当等 総報酬月額相当額	受けるもの 総給与月額相当額

第二十五条の表第八十二条第一項の項を次のように改める。

第八十七条第一項	第八十八条第一項
総報酬月額相当額	受けるもの 総給与月額相当額

第二十五条の二中「二十二万円」を「二十八万円」に、「三十七万円」を「四十八万円」に、「標準給与の月額」を「給与月額相当額」に改め、同条第三項中「加入者の標準給与の月額」の下に「長期給付に係る掛金にあつては、標準給与の月額及び標準賞与の額とする。以下この項において同じ。」を加える。

第二十九条第二項中「前月分の」を「前月の標準給与の月額に係る」に、「前月分及びその月分の」を「前月及びその月の標準給与の月額に係る」に改め、同条第三項中「賞与等(第二十一条

額を「に改める。

第二十四条第一項中「平均標準給与月額」を「平均標準給与額」に改める。

第二十五条の表以外の部分中「第五号及び第六号」を「及び第五号から第七号まで」に改め、「第四十二条」の下に「第四十二条の二」を加え、「平均標準報酬月額」を「平均標準報酬額」に、「平均標準給与月額」を「平均標準給与額」に改め、同条の表第七十七条第一項の項中「平均標準報酬月額」を「平均標準報酬額」に、「を平均した額を」と標準期末手当等の額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た額に、「平均標準給与月額」を「平均標準給与額」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十六条号を「に改める。

第二十七条の二から第十二条の八まで」とあるのは、「附則第十二条の六」を「附則第十二条の二」の二から第十二条の八の三まで」とあるのは、「附則第十二条の三から第十二条の八」に、「に対する同条」を「が六十歳に達する前に退職(同条において準用する国家公務員共済組合法第一条第四号に規定する退職)をいう。以下同じ。」をした場合における共済法第二十五条に改める。

附則第十五項中「同法第一条第一項第四号に規定する退職をいう。以下同じ。」を削る。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(一部改正)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「場合における」の下に「私立学校教職員共済組合等の一部を改正する法律(平成十一年法律第十一号。以下この項において「平成十一年改正法」という。)第一条の規定による改正前の」を、「各月における」の下に「平成十一年改正法第一条の規定による改正前の」を加える。

二 第一条中私立学校教職員共済法目次の改正規定、第二十五条の改正規定、同条の次に一規規定、第二十六条の改正規定、第二十七条の二第二項を加える改正規定、第三十四条の二第二項の改正規定、第八章及び第九章の改正規定並びに附則第二十九項の前の見出し及び同項から第三十三項までを削り、附則第三十四項から第三十六項までを五項ずつ繰り上げる改正規定、第三条及び第六条並びに附則第四条から第六条までの規定(平成十四年四月一日以後)を削る。

三 第二条(次号に掲げる改正規定を除く)、

第四条及び第五条並びに附則第七条から第十

附則第二十八項の見出し中「平均標準給与月額」を「平均標準給与額」に改め、同項中「平均標準給与月額」を「平均標準給与額」に改め、「標準給与の月額」の下に「及び標準賞与の額」を加える。

第二条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「第十二条の八の三まで」とあるのは、「附則第十二条の六」を「附則第十二条の二」から第十二条の八の三まで」とあるのは、「附則第十二条の三から第十二条の八」に、「に対する同条」を「が六十歳に達する前に退職(同条において準用する国家公務員共済組合法第一条第四号に規定する退職)をいう。以下同じ。」をした場合における共済法第二十五条に改める。

附則第十五項中「同法第一条第一項第四号に規定する退職をいう。以下同じ。」を削る。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(一部改正)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「場合における」の下に「私立学校教職員共済組合等の一部を改正する法律(平成十一年法律第十一号。以下この項において「平成十一年改正法」という。)第一条の規定による改正前の」を、「各月における」の下に「平成十一年改正法第一条の規定による改正前の」を加える。

二 第一条中私立学校教職員共済法目次の改正規定、第二十五条の改正規定、同条の次に一規規定、第二十六条の改正規定、第二十七条の二第二項を加える改正規定、第三十四条の二第二項の改正規定、第八章及び第九章の改正規定並びに附則第二十九項の前の見出し及び同項から第三十三項までを削り、附則第三十四項から第三十六項までを五項ずつ繰り上げる改正規定、第三条及び第六条並びに附則第四条から第六条までの規定(平成十四年四月一日以後)を削る。

三 第二条(次号に掲げる改正規定を除く)、

第四条及び第五条並びに附則第七条から第十

次のように改正する。

附則第四条第一項中「平均標準給与月額」の下に「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第十一号)第二条の規定による改正前の」を加え、「附則第六条における法律の一部改正)

第二条 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律(平成三十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第六条 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律(平成三十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条 私立学校教職員共済組合法(平成三十九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条を削る。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第七条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成三十九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九項を削る。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第六条 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律(平成元年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六条 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律(平成元年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七条 私立学校教職員共済組合法(平成三十九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条を削る。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第七条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成三十九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条を削る。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第六条 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律(平成元年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六条 私立学校教職員共済組合法(平成三十九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七条 私立学校教職員共済組合法(平成三十九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条を削る。

条までの規定

平成十五年四月一日

四 第二条中私立学校教職員共済法第二十五条の表第七十七条第一項の項の次に一項を加える改正規定、同表第八十条第一項の項の改正規定、同表第八十二条第一項の項の次に一項を加える改正規定及び第二十五条の二の改正規定

平成十六年四月一日

(標準給与の月額に関する経過措置)

第二条 平成十二年十月一日前に加入者(私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。)の資格を取得して同日まで引き続き加入者の資格を有する者のうち、同年六月一日から同年九月三十日までの間に加入者の資格を取得した者は又は私立学校教職員共済法第二十二条第七項の規定により同年七月から同年九月までのいずれかの月から標準給与が変更された者であつて、同年九月の標準給与の月額が九万二千円であるもの又は五十九万円であるもの(当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額が六十万五千円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法(以下「新法」という。)第二十一条第一項の規定による標準給与の月額の基礎となる給与月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成十二年十月から平成十三年九月までの各月の標準給与とする。
(育児休業期間中の掛金及び特別掛金の特例に関する経過措置)

第三条 平成十二年四月一日前に第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法(次条第一項において「旧法」という。)第二十八条第二項の規定に基づく申出をした加入者であつて、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業が終了するもの又は当該加入者を使用す

る学校法人等(私立学校教職員共済法第十四条

第一項に規定する学校法人等をいう。)に対する新法第三十四条の二第五項において準用する新法第二十八条第二項又は新法第二十八条第三項(新法第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出があつたものとみなす。

(従前のみなし退職者等の取扱い等)

第四条 新法第三十九条の規定は、平成十四年四月一日前に旧法附則第二十九項の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したものの又は加入者でないものとみなされた加入者(次項において「従前のみなし退職者等」という。)については、同日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

2 平成十四年四月一日前に加入者の資格を取得

して同日まで引き続き加入者の資格を有する従前のみなし退職者等のうち、昭和七年四月一日以後に生まれた者は、平成十四年四月一日に、私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける加入者となるものとする。

(加入者期間の計算の特例)

第五条 前条第二項に規定する者が平成十四年四月に加入者の資格を喪失した場合(新法第三十

九条の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したものとみなされた場合を含む。)における私立学校教職員共済法第十七条第二項本文の規定の適用については、その者は、二項の規定により負担する特別掛金を含む。」

(所得税法の一部改正)

第六条 昭和七年四月一日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた加入者(平成十四年三月三十一日において加入者期間等(私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する

号に規定する加入者期間等をいう。)が二十五年以上である者に限る。)が七十歳に達するまでの間ににおける退職共済年金又は障害共済年金の支給の停止(加入者であることをその事由とするものに限る。)については、なお従前の例によ

る。

(標準給与の定期決定期等に関する経過措置)

第七条 平成十五年四月一日前に第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十二条

第二項、第五項又は第七項の規定により定められ、又は変更された同年三月における標準給与は、同年八月までの各月の標準給与とする。

(特別掛金に関する経過措置)

第八条 平成十五年四月前の賞与等に係る特別掛け金(第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第三十四条の二第一項に規定する特別掛け金をいう。)については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第九条 所得税法(昭和四十年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項第十一号中「(同法第三十四条の二第五項(長期給付に係る特別掛け金)において準用する同法第二十八条第一項(掛け金の折半負担)の規定により負担する特別掛け金を含む。)」を削る。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第三十四条の二第五項において準用する同法第二十八条第一項の規定により加入者として負担した特別掛け金は、前条の規定による加入者とならなかつたものとみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

平成十二年四月三日印刷

平成十二年四月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

B